

令和3年マネジメント研修〈第Ⅲ期〉
【講義資料】勤務時間制度と勤務・サービスについて
 令和3年9月30日（木）

教職員の勤務

○勤務条件等の決定

労働基準法 第32条 国法編

労働時間
 ・1週間()時間以内 ・1日()時間以内

地方公務員法 第24条第5項 国法編

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第42条 国法編

県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

法 体 系	
国 法	県(市・町)条例等地方公共団体の自主法
憲 法 : 最高法規 法 律 : 国会が制定 政 令 : 内閣が制定 省(府)令 : 各省(府)の大臣が制定	条 例 : 地方議会が制定 規 則 : 首長や機関が制定
○基本理念・制度 日本国憲法 教育基本法 ○学校制度 学校教育法 義務標準法 就学援助法 など ○教育行政組織 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 など ○教職員の身分等 地方公務員法 教育公務員特例法 給特法 教育職員免許法 育児休業法 など ○教育財政 行政義務教育国庫負担法 市町村立学校職員給与負担法 など ○保健安全 学校保健安全法 学校給食法 など	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例 教職員の勤務時間の割振り等に関する規則 教職員の勤務時間の割振り等に関する基準

※法律の多くは、「施行令」「施行規則」により、具体的な規定がなされている。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（勤務時間条例） 県編

第2条

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり（ 時間 分）とする。

第3条第2項

任命権者（※市町教育委員会）は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき（ 時間 分）の勤務時間を割り振るものとする。

第6条

1日の勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも（ 分）8時間を超える場合には少なくとも（ 時間）の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

○勤務時間の割振り

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則 県編

第2条

給特条例第7条第1項の規定による勤務時間の割振り、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替え及び同条例第1項の規定による代休日の指定（以下「勤務時間の割振り等という。」は、所管の教育委員会（県費負担教職員にあっては市町教育委員会。以下同じ。）の指示に基づき、学校の長（以下「校長」という。）が行うものとする。

第5条

勤務時間の割振り等を実施したときは、校長は、所管の教育委員会に速やかに届け出るものとする。

1 勤務の終始の時刻を定める。
みなさんの勤務の始まりは何時で、終わりは何時ですか。

始業時刻 ()時()分 ~ 終業時刻 ()時()分

2 休憩時間を定める。
みなさんの休憩時間は何時から何時までですか。

()時()分 ~ ()時()分 計()分
()時()分 ~ ()時()分 計()分
合計()分

○週休日の振替と代休日の指定

週休日とは

勤務時間が割り振られていない日であり、給与の支給対象日となっていない。通常は、土曜日、日曜日がこれに当たる。

休日とは

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日(12/29 から 1/3 までを指す。ただし、この間の祝日を除く。)であり、勤務時間は割り振られているが、勤務を要しない日。給与の支給対象日になっている。

○週休日に勤務すると…()

○代休日に勤務すると…()

職員勤務時間、休日、休暇等に関する規則 県編

週休日の振替

第3条

条例第5条の人事委員会で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする()週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする()週間後の日までの期間とする。

代休日の指定

第8条

条例第11条の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする()週間後までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等について行われなければならない。

- 土曜日に授業参観を行った。()
- 秋分の日に授業参観を行った。()
- 日曜日に運動会を行った。()
- 体育の日に運動会を行った。()

教職員の勤務時間の割振り等に関する基準 県編

第5条

週休日の振替等の対象となる業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 学習指導要領に定める学校行事に関する業務
- (2) 学習指導要領に定める教科・科目等に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務
- (5) 国、県(県教育委員会を含む。)又は市町村(市町村教育委員会を含む。)の主催する研修会等であって、職務上必要と認められる業務
- (6) その他県教育委員会が認める業務

第6条

休日勤務に伴う代休日の指定の対象となる業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 生徒の実習に関する業務
- (2) 学習指導要領に定める学校行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

〈参考〉教職員の勤務時間の割振り等に関する基準の運用について(平成20年 通知)

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例 県編

第6条第2項

教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

超勤4項目

○休暇

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 第12条 県編

職員の休暇は、()休暇、()休暇、()休暇、()時間及び子育て部分休業とする。

特別休暇の種類

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 第12条 県編

- ・公務による負傷又は疾病
- ・その他負傷または疾病
- ・父母及び配偶者の祭日
- ・家族休暇
- ・産前・産後休暇
- ・生児保育
- ・育児参加休暇
- ・通勤時における母体保護
- ・妊娠障害休暇
- ・看護休暇
- ・原爆被害者の健康診断
- ・ボランティア休暇
- ・結核性疾患
- ・忌引
- ・夏季休暇
- ・結婚休暇
- ・生理休暇
- ・配偶者出産休暇
- ・妊産婦の健康診査
- ・妊娠中の休憩措置
- ・乳幼児等の健康診査、予防接種休暇
- ・短期介護休暇
- ・骨髄、抹消血幹細胞提供のための休暇

- ある週の金曜日から次の週の水曜日まで、ボランティア休暇を取得して、被災地のボランティア活動を行った。()
- 夏期休暇を1日だけ10月に取得した。()

○育児休業

地方公務員の育児休業等に関する法律 国法編

第2条 当該子が()歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

第3条 期間の延長は、()回に限る。

第4条 ()を支給しない。

教職員の服務

○教職員の服務

初任者研修資料

公務員がその職務を遂行する上において、又は公務員として身分を有することにより、当然守るべきこととされている公務員としての在り方

【服務】公務員が守らなければならない義務や規律

○全体の奉仕者

日本国憲法 第15条 国法編

すべて公務員は、()であって()ではない。

※公務員は国民全体の利益のために奉仕すべきであって、国民の中の一部の者（一部の政党や社会勢力等）の利益のために奉仕してはならない。

教育基本法 第9条 国法編

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず、()と()に励み、その()に努めなければならない。

地方公務員法 第30条 国法編

すべて職員は、()として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、()しなければならない。

2つの義務

○職務上の義務＝教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務

地方公務員法 国法編

第31条 ()の宣誓

第32条 ()等及び()の()上の命令に従う義務

第35条 職務に()する義務

○身分上の義務＝職の内外を問わず身分を有することによって守るべき義務

地方公務員法 国法編

- | | | |
|--------|-----|--------|
| 第 33 条 | () | の禁止 |
| 第 34 条 | () | 義務 |
| 第 36 条 | () | の制限 |
| 第 37 条 | () | 等の禁止 |
| 第 38 条 | () | 等の従事制限 |

静岡県教職員懲戒処分等の基準

平成 31 年 4 月 1 日
静岡県教育委員会

第 1 基本事項

- (1) 本基準は、本県の懲戒処分等の標準的な処分量定（以下「標準例」という。）を示したものである。
- (2) この基準は、静岡県教育委員会が任命権を有する教職員（以下「教職員」という。）を対象とする。ただし、非常勤教職員は除く。
- (3) 具体的な量定の決定に当たっては、
 - ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
 - イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
 - ウ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
 - エ 児童生徒、教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
 - オ 過去に非違行為を行っているか。等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等を含め総合的に考慮の上、判断するものとする。
- (4) 個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、標準例に示す量定以外とすることもあり得る。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、
 - ア 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
 - イ 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
 - ウ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
 - エ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
 - オ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたときがある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、
 - ア 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - イ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。
- (5) 標準例に示されていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、これらについては標準例に示す取扱いを参考としつつ判断する。
- (6) 標準例については、必要に応じて見直しを行っていく。

II 児童生徒関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1 児童生徒等へのわいせつ行為等	(1) 児童生徒等にわいせつ行為を行った場合	○				
	(2) 児童生徒等にセクシュアル・ハラスメントを行った場合	○	○	○	○	具体的な行為の態様、悪質性、社会的影響等も情状して考慮の上判断する。
2 体罰	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合	○	○			負傷の程度に加え、体罰の態様等も考慮の上判断する。
	上記以外の体罰		○	○	○	
3 児童生徒への不適切な言動等	児童生徒に対し、不適切な言動等を行った場合、又はそれによって相手に精神的苦痛を与えた場合	○	○	○	○	

- ※ 「わいせつ行為等」とは、「わいせつ行為」及び「セクシュアル・ハラスメント」をいう。
- ※ 「わいせつ行為」とは、強姦、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強制わいせつ、のぞき、痴漢、陰部等の露出、淫行、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等も含む。)、わいせつ目的を持って体に触ること等をいう。
- ※ セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動等をいう。
- ※ いじめの助長や放置などの問題は、上記「児童生徒への不適切な言動等」の項目において処分の対象とする。

VI 交通事犯関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1 酒酔い運転	(1) 人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	○				
	(2) 物損事故又は違反行為のみの場合	○	○			
2 酒気帯び運転	(1) 人を死亡させた場合	○				
	(2) 人に傷害を負わせた場合	○	○			
	(3) 物損事故又は違反行為のみの場合	○	○	○		
3 無免許運転	(1) 人を死亡させた場合	○				
	(2) 人に重傷を負わせた場合	○	○			
	(3) 人に軽傷を負わせた場合	○	○	○		
	(4) 物損事故又は違反行為のみの場合		○	○	○	
4 著しい速度超過	(1) 人を死亡させ、又は重傷を負わせた場合	○	○			
	(2) 人に軽傷を負わせた場合	○	○	○		
	(3) 物損事故の場合		○	○	○	
	(4) 違反行為のみの場合			○	○	
5 措置義務違反(ひき逃げ、当て逃げ)	(1) 人を死亡させた場合	○				
	(2) 人に傷害を負わせた場合	○	○			
	(3) 物損事故の場合		○	○	○	
6 その他の違反行為	(1) 死亡させた場合	○	○	○		
	(2) 重傷を負わせた場合		○	○		
	(3) 軽傷を負わせた場合			○	○	
	(4) 物損事故の場合				○	

- ※ 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
- ※ 「酒気帯び運転」とは、身体に道路交通法施行令で定める値以上のアルコールを保有した状態で運転する行為をいう。
- ※ 「著しい速度超過」とは、法定最高速度を30km/h以上(高速自動車国道等では40km/h以上)超過して運転する行為をいう。
- ※ 「重傷」とは、傷害事故のうち、負傷の治療に要する期間が3月以上であるものをいい、「軽傷」とは、重傷以外のものをいう。
- ※ 事犯内容に係る行為の教唆又はほう助の罪に問われた場合は、事犯を引き起こした者に準ずる処分とする。